

各市町立小中学校長 様

埼玉県教育局東部教育事務所長（公印省略）

年末調整関係諸報告書等の検収について（通知）

下記のとおり年末調整関係諸報告書及び扶養親族数報告書の検収を行いますので、担当職員を派遣してください。事務処理にあたっては別添の資料を参照してください。

記

1 日時及び会場

春日部会場（春日部地方庁舎）

	11月7日(月)	11月9日(水)	11月11日(金)	11月15日(火)
検収会場	1階 ミーティング ルーム	1階ミーティング ルーム	1階ミーティング ルーム	1階ミーティング ルーム
9:00～10:30	宮代 (小、中) 杉戸 (小)	幸手 (小) (48L00～48S05)	八潮 (中) (58E50～58E52)	春日部 (小) (48A00～48A15)
10:30～11:30	杉戸 (中) 三郷 (小) (48S00～48S02)	幸手 (小) (48L06～48S14)	八潮 (中) (58E53～58E54)	春日部 (小) (48A16～48A21) (48N00～48N03)
13:15～15:00	吉川 (中) 三郷 (小) (48S03～48S15)	幸手 (中) 吉川 (小) (48R00～48R03)	八潮 (小) (48E00～48E05)	春日部 (小) (48N04～48N05) 越谷 (小) (48D22～48D29) 松伏 (小)
15:00～16:30	三郷 (小) (48S16～48S20) 三郷 (中)	吉川 (小) (48R04～48R07)	八潮 (小) (48E06～48E09)	春日部 (中)

	11月16日(水)	11月18日(金)
検収会場	1階ミーティング ルーム	1階ミーティング ルーム
9:00～10:30	越谷 (小) (48D00～48D09)	蓮田 (小、中)
10:30～11:30	越谷 (小) (48D10～48D16)	白岡 (小、中)
13:15～15:00	越谷 (小) (48D17～48D21) 越谷 (中) (58D50～58D55)	久喜 (小) (48F00～48F09) (48H00～48H04) (48J01～48J05)
15:00～16:30	越谷 (中) (58D56～58D64) 松伏 (中)	久喜 (小) (48K00～48K04) 久喜 (中)

行田会場（行田地方庁舎）

	11月8日（火）	11月17日（木）
検収会場	302 会議室	302 会議室
10:30～11:30	加須（中）	行田（中）
13:00～14:30	加須（小） (47B00～47B10)	行田（小）
14:30～16:00	加須（小） (上記以外)	羽生（小、中）

※ 指定の時間帯で都合が悪い場合は、

11月1日（火）までに連絡をお願いします。

原則予備日での変更となります。

※ 年末再調整については、12月頃別途通知します。

☆予備日（いずれも春日部地方庁舎）

11月 4日（金）PM（3階大会議室）

11月10日（木）PM（1階ミーティングルーム）

11月14日（月）PM（1階ミーティングルーム）

2 提出書類及び持参書類

（1）処理を電算で行う職員

提出	☐ 年末調整報告書1 ☐ 年末調整前職報告書（該当者のみ） ☐ 年末調整に係る調整報告書（該当者のみ） ☐ 年末調整に係る住宅借入金等報告書（該当者のみ） ☐ 扶養親族数報告書（該当者のみ）
持参	☐ 平成28年分 扶養控除等（異動）申告書 ☐ 平成28年分 保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書 ☐ 平成28年分 住宅借入金等特別控除申告書 ☐ 保険料控除関係・住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書・源泉徴収票等の証明書 ☐ 年末調整確認リスト（年末調整に係る調整報告書を提出する学校のみ） ☐ 扶養親族数報告書確認リスト

・上記のうち、「年末調整報告書1」、「年末調整確認リスト」、「扶養親族数報告書確認リスト」については、後日、教職員課から市町教育委員会経由にて配布されます。

・「持参書類」は、検収会で確認後、返却します。

（2）処理を電算で行わない職員

・「平成28年分年末調整事務処理要領（教職員課作成）」（後日、教職員課から市町教育委員会経由にて配布予定）29頁を参照してください。

3 注意事項

(1) 年末調整関係諸報告書について

ア 各種控除証明書について

- ・「前職の源泉徴収票原本等の証明書」等の証明書が報告書提出期限に間に合わない場合は、後日必ず証明書を提出させ、確認後各種控除申告書の裏面に添付してください。
- ・「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」は原本必須です。

イ 住所について

平成29年1月1日現在の住民票上の住所と給与報告上の住所が一致していない場合は、1月の給与報告までに必ず修正してください。

※ 平成29年1月2日以降に住所が変わる場合は、2月給与報告で修正してください。

ウ 所得税申告区分の変更について

- ・11、12月に「所得税申告区分」を修正する場合は、**県費事務システム**での報告ではなく「**年末調整報告書1**」で行ってください。

※ ただし、新規で報告する場合は、「給与修正報告1・4」（**県費事務システム**）で報告してください。

- ・年末調整の「所得税申告区分」は翌年1月以降も引継ぎますが、年末「再」調整の「所得税申告区分」は引き継ぎません。翌年1月以降に**県費事務システム**で報告してください。

エ 国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合について

平成28年分から、国外に居住する親族に係る扶養控除、配偶者控除、障害者控除又は配偶者特別控除の適用を受ける場合には、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の提示が必要になりました。「平成28年分年末調整のしかた（国税庁作成）」5～6頁を参照のうえ、必要書類を検収会に持参してください。

オ 年末関係書類に係るマイナンバー（個人番号）の記載について

- ・「扶養控除等（異動）申告書」及び「保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書」の「給与支払者の法人番号」欄の記載は不要です。
- ・住宅借入金等特別控除申告書にマイナンバー欄が記載されている場合（平成26年中に住宅の取得等をした方が該当）、マイナンバーの記載をしないでください。記載されていた場合はマスキング等の対応をお願いします。

カ 平成29年分扶養控除申告書のマイナンバーの記載について

「平成28年分年末調整事務処理要領（教職員課作成）」27頁記載のとおり、既に個人番号を給与支払者に提出済みでその番号に変更がなければ扶養控除申告書に個人番号を記載する必要はありません。その場合は、余白に「給与支払者に提出済みのマイナンバー（個人番号）」と相違ない旨の記載をしてください。

書類作成にあたっては、「平成28年分年末調整事務処理要領（教職員課作成）」、「平成28年分 年末調整チェックリスト（学校事務職員用）」等を参照してください。

(2) 扶養親族数報告書について

書類作成にあたっては、教職員課からすでに通知済の「扶養親族数報告について（通知）」（H28.9.16 付け 教職第 700-1 号）を参照してください。なお、同通知中の東部教育事務所が定める提出期限は本検収会の実施日とします。

※ 扶養親族数報告は、原則として県費事務システムによる報告となります。
該当がある場合は入力期間中（10月分から1月分までの給与報告期間）に入力をお願いします。（「平成28年分年末調整事務処理要領（教職員課作成）」15頁参照）

担当 総務・給与担当 戸来、篠崎
電話 048-737-2727

■平成28年分 年末調整の注意点（職員配布用）

1. 扶養控除等（異動）申告書

● 扶養親族等について

年途中で扶養親族等の異動（結婚等による増加、子の就職等による減少）があった場合は修正してください。

※ 年途中で控除対象配偶者・扶養親族が死亡した場合、当年は配偶者控除や扶養控除が受けられます。

【記載例】扶養控除等（異動）申告書										所得見積額を記入 (給与のみの場合: 給与収入-65万)	
区分	氏名	生年	生月	生日	住所	職業	所得	扶養	異動	所得	所得
控除対象配偶者	山川 明子	7	1	8	東京都練馬区栄町 23-7	専業主婦	300,000				
1	ケイ 一郎	8	1	9	子	学生	0				
2											

同居老親・特定等に該当する場合は「○」をつける。

追加→黒字で記入
削除→二線抹消(赤字)
変更→変更箇所を二線抹消(赤字)し、黒字で記入

申告書下部（住民税に関する事項記入欄）

○住民税に関する事項									
氏名	生年	生月	生日	住所	職業	所得	扶養	異動	所得
山川 二郎	9	1	9	東京都練馬区栄町 23-7	学生	0			

16歳未満の扶養親族を記入

・控除対象配偶者と配偶者特別控除

区分	所得金額	給与収入のみ
控除対象配偶者	38万円以下	103万円以下
配偶者特別控除※	38万円超 76万円未満	103万円超 141万円以下
控除対象外	76万円超	141万円超

※配偶者特別控除は、
保険料控除申告書に記入

控除の種類	条 件
○控除対象配偶者	①職員と生計同一 ②合計所得金額38万円以下 ・給与のみ→収入金額103万円以下 ・公的年金等のみ 65歳以上→収入金額158万円以下 65歳未満→収入金額108万円以下
○控除対象扶養親族	③配偶者以外で年齢が16歳以上の人 (H13.1.1以前生まれ)
○特定扶養親族	○控除対象扶養親族のうち、 年齢が19歳以上23歳未満の人 (H6.1.2～H10.1.1生まれ)
○老人扶養親族	○控除対象扶養親族のうち、 年齢70歳以上の人 (S22.1.1以前生まれ)

※国外に居住する親族について、「親族関係書類」及び「送金関係書類」が必要です。(H28)

● 平成28年1～12月に「埼玉県知事以外」から給与等の支払を受けたことがある場合

次の①～④に該当する場合は、従前の所得等を県から交付する源泉徴収票に合算する必要があります。最終的には従前の源泉徴収票を用紙の裏面に貼付します。

- ① 平成28年1～12月に、他の民間会社等で働いていた
- ② 平成28年1～12月に、市町村教育委員会等で働いていた
- ③ 平成28年1～12月に、埼玉県等の非常勤職員として働いていた
- ④ 平成28年1～12月に、現在と異なる職員番号で支給された給与、産休育休連絡引継賃金があった

従前の勤務先における「源泉徴収票」の原本を提出してください。

給与事務担当者が指定する期日までに源泉徴収票の原本を提出できない場合は、給与の証明書等を提出していただければ代用して事務処理を行います。後日必ず原本を提出してください。

「源泉徴収票」の原本を提出できない場合は、原則として確定申告を行っていただくことになります。

2. 保險料控除申告書

保険料控除には、原則「**証明書の添付**(団体生命・ライフサポート保険を除く)」が必要です。

●生命保険料控除

1年分の保険料(発行日までの支払済保険料額ではありません。)から、配当金・剰余金・割戻金等を控除します。

※個人年金保険 …生命保険のうち、「年金を給付する定めのあるもの」

控除限度額は合計で12万円です。一般、個人年金ともに「新契約」と「旧契約」を分けて記入してください。

①新契約の保険料	一般の生命保険料、個人年金保険料のうち、H24. 1. 1以後に締結した契約
②旧契約の保険料	一般の生命保険料、個人年金保険料のうち、H23. 12. 31以前に締結した契約

区分に「○」をつけて、1年分の保険料を記入してください。
(発行日までの支払済保険料額ではありません。)

保険会社 の名称	保険の 種類	保料 支払 期間	保険者の 氏名	被保険者 の氏名	年齢	性別	保険料 (円)
××生命	養老	10年	山川太郎	山川明子	妻	前・旧	24,000
▲▲生命	養老	10年	同上	同上	同上	新・旧	36,000
						新・旧	
①のうちの①新保険料 等の金額の合計額		A 24,000円	①の金額を下の計算式Ⅰ（新保険 料専用）に当てはめて計算した金額		① (最高40,000円)	計(①+②)	③ (最高40,000円)
②のうちの②旧保険料 等の金額の合計額		B 36,000円	②の金額を下の計算式Ⅱ（旧保険 料専用）に当てはめて計算した金額		② (最高50,000円)	④ (③より大きい金額)	⑤ 40,000円
××生命	介護	10年	山川太郎	山川明子	妻		48,000円
③の金額の合計額		C 48,000円	③の金額を下の計算式Ⅰ（新保険 料専用）に当てはめて計算した金額		③ (最高40,000円)	⑥	⑦ 32,000円
○○生命	○○年金	30年	山川太郎	山川太郎	本人	前・旧	72,000円
						新・旧	
						新・旧	
④のうちの④旧保 険料等の金額の合計額		D 0円	④の金額を下の計算式Ⅱ（旧保険 料専用）に当てはめて計算した金額		④ (最高50,000円)	⑧ (⑦より大きい金額)	⑨ 43,000円
計算式Ⅰ（新保険料専用）		計算式Ⅱ（旧保険料専用）		生命保険料控除額 (⑥+⑧+⑨) (最高120,000円)			
A、C又はDの金額		B又はEの金額		合計12万円が上限			
20,000円以下	A、C又はDの金額	25,000円以下					
20,001円から40,000円まで	A、C又はD×1/2+10,000円	25,001円から50,000円まで					
40,001円から80,000円まで	A、C又はD×1/3+20,000円	50,001円から100,000円まで					
80,001円以上	一律1/40,000円	100,001円以上				115,000円	

●地震保険料控除

控除限度額は合計で5万円です。「地震保険料」と「旧長期損害保険料」を分けて記入してください。

①地震保険料	本人等が所有居住している家屋等に、地震等による損害を対象として本人自身が支払った保険料。
②旧長期損害保険料	保険期間が10年以上で、満期返戻金の支払われるもの。ただし、H18.12.31までに締結した契約で、H19.1.1.以後に契約の変更をしていないものに限る。
一つの契約に上記①と②がある場合	控除額を勘案した上で①か②のどちらか一方を記入してください。

区分に「○」をつけて、1年分の保険料を記入してください。(発行日までの支払済保険料額ではありません。)

地震保険料控除	保険会社等の名称	保険の種類(目)	区分	氏名	印	保険料	支払済保険料	給与の支払者の確認印	
						の区分	の区分		
○	〇〇火災	建物(地震)	5	山川太郎	山川太郎	30,000 円			
△	△△火災	積立傷害	12	山川太郎	山川太郎	19,600 円			
①のうち地震保険料の金額の合計額			② 30,000 円		③のうち旧長期損害保険料の金額の合計額			④ 19,600 円	
地震保険料控除額		⑤の金額 (最高 50,000 円) + ⑥の金額が 10,000 円を超える場合は ⑦× $\frac{1}{2}$ +5,000 円 (最高 15,000 円) = ⑧ (最高 50,000 円)							
		合計5万円が上限							

●社会保険料控除

控除対象は職員本人が支払った社会保険料(一定の扶養親族等を対象とする保険料を含む)だけです。次の内容に注意してください。

国民年金・国民年金基金の保険料・掛金等は証明書類添付。

・ 国民年金保険料

臨時任用職員の多くは3/30で任期満了している。3月分国民年金を自分で払っている場合は控除対象。

・後期高齢者医療制度保険料、介護保険料（添付書類は省略可）

被保険者の年金天引分・口座振替分等は控除不可。職員本人の口座振替等のみ控除対象。

3. 配偶者特別控除申告書

「保険料控除申告書」の配偶者特別控除の早見表を参考にして、控除額を計算してください。配偶者特別控除と控除対象配偶者は重複しません。

4. 住宅借入金等特別控除申告書

該当される方は「住宅取得資金にかかる借入金の年末残高等証明書」を添付してください。連帯債務の方は備考欄に必要事項の記入と押印をお願いします。

申告書にマイナンバー欄が記載されている場合、マイナンバーの記載は不要です。

■平成28年分 年末調整チェックリスト(学校事務職員用)

(1) 扶養控除等(異動) 申告書

- ☐ 年末調整対象者全員のものが揃っているか
- ☐ 年の中途での扶養親族等の異動が記載されているか
- 例: 年途中で
- 結婚し、配偶者を扶養することとなった
 - 子供が生まれ、扶養親族が増えた
 - 扶養親族が就職し、扶養親族でなくなった 等
- ☐ 申告された控除対象配偶者などが控除の対象となるか
- ・合計所得金額→本年の見積り所得金額
 - ・年齢→平成28年12月31日の現況(死亡した人は、死亡日)で判断
- ※ 年途中で控除対象配偶者・扶養親族が死亡した場合、当年は配偶者控除や扶養控除が受けられる。

主な控除の種類	条 件
○控除対象配偶者	①職員と生計同一 ②合計所得金額38万円以下 ・給与所得のみ→収入金額103万円以下 ・公的年金等のみ 65歳以上→収入金額158万円以下 65歳未満→収入金額108万円以下 ③配偶者以外で年齢が16歳以上の人 (H13.1.1以前生まれ)
○控除対象扶養親族	
○特定扶養親族	○扶養親族の条件に当てはまり、 年齢が19歳以上23歳未満の人 (H6.1.2～H10.1.1生まれ)
○老人扶養親族	○扶養親族のうち、年齢70歳以上の人 (S22.1.1以前生まれ)

※配偶者特別控除は申告書裏面参照。

※扶養親族該当の可否等は税務署に問い合わせてください。

- ☐ 扶養控除の適用を受けようとする、国外に居住する親族に係る「親族関係書類」及び「送金関係書類」は揃っているか
- ☐ 「給与支払者の法人(個人)番号」欄は記載不要
- ☐ 個人番号欄は、以下の文言が申告書の余白にある場合は空欄にする
→「個人番号については給与支払者に提供済みの個人番号と相違ない」

(2) 保険料控除申告書

●全般

- ☐ 学校宛の団体生命「生命保険料控除証明書」「配当金内訳書」などと相違がないか
- ☐ 団体生命は、申告書の余白に「マル互」、「給与の支払者の確認印」(校長印)押印
- ☐ 団体生命以外は、職員の申告を確認できる証明書を添付(旧生命保険料の支払いが9,000円未満の場合は証明書不要)
- ☐ 「給与支払者の法人(個人)番号」欄は記載不要

●生命保険料控除

【保険料】

- ☐ 1年分の保険料か(発行日までの支払済保険料額ではない。)
- ☐ 配当金・剰余金・割戻金等は保険料から控除されているか
- ☐ 「一般の生命保険料」と「個人年金保険料」が正しく記入されているか
- ・一般の生命保険…いわゆる「生命保険」
 - ・個人年金保険…生命保険のうち、「年金を給付する定めのあるもの」

【生命保険料控除額】

- ☐ 「①一般の生命保険料」、「②介護医療保険料」、「③個人年金保険料」の控除額欄に、計算した金額が誤りなく記載されているか
- ☐ ①～③の合計が正しく記入されているか(限度額12万円)

区 分	支払った保険料等の額	控 除 額
計算式Ⅰ (新生命保険料、 介護医療保険料、 新個人年金保険料)	20,000円以下	支払った保険料等の全額
	20,001円から40,000円まで	支払った保険料等の合計額×1/2+10,000円
	40,001円から80,000円まで	支払った保険料等の合計額×1/4+20,000円
	80,001円以上	一律 40,000円
計算式Ⅱ (旧生命保険料、 旧個人年金保険料)	25,000円以下	支払った保険料等の全額
	25,001円から50,000円まで	支払った保険料等の合計額×1/2+12,500円
	50,001円から100,000円まで	支払った保険料等の合計額×1/4+25,000円
	100,001円以上	一律 50,000円

※控除額の計算において1円未満の端数があるときは切り上げる。

●地震保険料控除			
【保険料】			
☐	「地震保険料」と「旧長期損害保険料」が正しく記入されているか ・地震保険料 本人等が所有居住している家屋等に、地震等による損害を対象として本人自身が支払った保険料。 ・旧長期損害保険料 保険期間が10年以上で、満期返戻金の支払われるもの。ただし、H18.12.31までに締結した契約で、H19.1.1.以後に契約の変更をしていないものに限る。		
【地震保険料控除額】			
☐	地震・旧長期の計算した金額が誤りなく記載されているか(限度額5万円)		
	区 分	支払った保険料等の額	控 除 額
	①「地震保険料」のみの損害保険契約等	—	支払った地震保険料の合計額(上限5万円)
	②「旧長期損害保険」のみの損害保険契約等	旧長期損害保険料の金額の合計額	1万円以下 その合計額
		1万円超 2万円以下	支払った保険料等の合計額×1/2+5,000円
		2万円超	15,000円
	①と②がある場合	①と②それぞれ計算した金額の合計額	5万円以下 その合計額
			5万円超 (①+②の合計で上限)5万円
※1つの損害保険契約等が、地震保険と旧長期のいずれの契約区分にも該当する場合は、本人の選択によりどちらか一方の契約区分にのみ該当するものとして、控除額を計算する。 ※控除額の計算において1円未満の端数があるときは切り上げる。			
●社会保険料控除			
☐	職員が支払った社会保険料(職員と生計を一にする親族が負担すべきものを含む)のうち、国民健康保険料・国民年金保険料等については、年金事務所等が発行した証明書類が添付されているか		
(3) 配偶者特別控除申告書			
☐	申告された控除対象配偶者などが控除の対象となるか ・職員と生計同一 ・合計所得金額38万円超76万円未満		
☐	「A」配偶者の合計所得金額(見積額)が正しく記入されているか (給与所得のみのとき: 所得=収入-65万円)		
☐	「B」配偶者特別控除額の早見表で算出した控除金額が正しく記載されているか		
☐	「控除対象配偶者」と「配偶者特別控除」の両方を重複して申告していないか ※配偶者特別控除は、 <u>控除対象配偶者に該当しない場合に適用可</u> 。		
(4) 住宅借入金等特別控除申告書			
☐	金融機関等が発行した「住宅取得資金にかかる借入金の年末残高等証明書」の添付		
☐	申告書のマイナンバー欄の記入は不要。記載されていた場合はマスキングをする		
(5) 年末調整前職報告書			
●該当職員			
☐	平成28年中に県以外から給与を支給されていた職員(市教委等含む)		
☐	平成28年中に県任用の非常勤講師等だった期間がある職員		
●全般			
☐	前職が2つ以上ある場合は、金額は合算し前勤務先名は1つのみ記入		
☐	前職にかかる源泉徴収票(原本)を提出してもらい、収入等を確認したか		
☐	源泉徴収票(原本)は必ず提出(検収会の時に確認用書類として必要)		

■ 各報告書

(1) 年末調整報告書 1

- ☐ 報告書1枚目の右上余白に「**朱書きで総件数**」を記入したか
- ☐ 各報告書ごとに右下の「**○枚中○枚目**」を記入したか
- ☐ 住民税関係123カラムの「未成年(本人)」欄について
成人は「0」、未成年(H9.1.3以降生まれ)は「1」を記入する
- ☐ プレプリントされていない年末調整報告書1を使用する場合
下図のように手書きでカード No.「**K31**」と記入し、所属所コードのゴム印を押印してください。

		所属所名・所属所コード						
カ ー ド	1	2	3	4	5	6	7	必ず記入
	■■ 中学校							
NO	K	3	1	○	○	A	△	△

- ☐ 退職(予定)職員の報告をする場合

①11月30日までに退職(死亡退職を含む)
→ 氏名・職番・住民税欄を二線抹消

②12月1日～20日(給与支給日の前日)に退職
→ 17カラムに「1」を記入し
住民税関係(123カラム)も記入

}

「**摘要**」に
「**退職日・事由**」
を記入する。
- ☐ プレプリントされていない職員は手書きで記入したか
 - ・ 所得税申告区分を記入
 - ・ 摘要欄に発令事由・任期を記入
- ☐ 複数課所の「年調報告書1」にプレプリントされている職員を報告する場合
年末調整欄(17カラムには何も記入しない)
 - ① 12月マスター上で所属している課所→他の職員と同様に事務処理を行う
 - ② 12月マスター上では所属していないが、職番・氏名がプレプリントされている
→該当職員の行を二線で抹消する
- ☐ 16歳未満の年少扶養親族について、人数を記入したか
「年少扶養親族」欄(29カラム)に人数を記入

(2) 年末調整前職報告書(該当者のみ)

●該当職員

- ☐ 平成28年1～12月に、他の民間会社等で働いていた
- ☐ 平成28年1～12月に、市町村教育委員会等で働いていた
- ☐ 平成28年1～12月に、埼玉県等の非常勤職員として働いていた
- ☐ 平成28年1～12月に、現在と異なる職員番号で支給された給与、産休育休連絡引継賃金があった

●全般

- ☐ 前職が2つ以上ある場合は、金額は合算し前勤務先名は1つのみ(8文字まで)記入
- ☐ 前職に係る源泉徴収票を提出してもらい、収入等を確認したか
- ☐ 源泉徴収票原本が間に合わない場合は他の書類等(例;給与の証明書等)でも代用可とするが、後日必ず原本を提出させる。(学校保管)

(3) 年末調整に係る調整報告書(該当者のみ)

- ☐ 福利課から共済・互助会掛金の直接還付を受けた場合で「年末調整用確認リスト」にデータが反映されていないとき
→提出する

(4) 扶養親族数報告書 (該当者のみ)

- ☐ 扶養親族の氏名に外字が含まれてる場合
→提出する

(5) 年末調整に係る住宅借入金等報告書 (該当者のみ)

- ☐ 住宅借入金等特別控除について、2以上の居住開始年月日に係る住宅借入金等特別控除等の適用を受けている場合、または、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けている場合ないし、認定長期優良住宅新築等特別税額控除を受けている場合

→提出する

【住宅借入金等特別控除の報告方法】

ケース	使用報告書	報告項目
住宅借入金等特別控除における居住開始年月日が1つの場合	年末調整報告書 1	住宅取得等特別控除、 住宅の居住開始年月日
2以上の居住開始年月日に係る住宅借入金等特別控除等の適用を受けている場合	年末調整報告書 1	住宅取得等特別控除、 住宅の居住開始年月日
	年末調整に係る住宅借入金等報告書	適用数、居住開始年月日1、 居住開始年月日2
特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を1つ受けている場合	年末調整報告書 1	住宅取得等特別控除、 住宅の居住開始年月日
	年末調整に係る住宅借入金等報告書	適用数、居住開始年月日1
特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を2つ受けている場合	年末調整報告書 1	住宅取得等特別控除、 住宅の居住開始年月日
	年末調整に係る住宅借入金等報告書	適用数、居住開始年月日1、 居住開始年月日2
認定長期優良住宅新築等特別税額控除の適用を受けている場合	年末調整報告書 1	住宅取得等特別控除、 住宅の居住開始年月日
	年末調整に係る住宅借入金等報告書	適用数、居住開始年月日1